

受験指導に偏した教育活動の評価に関連する  
各認証評価団体の評価基準について(抄)

(財)日弁連法務研究財団(法科大学院評価基準)

評価基準	解説
<b>【5.カリキュラム】</b>	
<p>5-1 科目構成</p> <p>5-1-1 授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の全てにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。</p> <p>(注)「学生の履修が過度に偏ることのないように配慮する」とは、必修や選択必修の構成、開設科目のこま組みや履修指導等で、バランスよく履修させるための取り組みを実施することをいう。</p>	<p>基礎法学・隣接科目や展開・先端科目は、その目的に適合した科目となっている必要があり、実質的に法律基本科目の内容となっている場合は不適切である。なお、司法試験対策・準備を主目的とした科目は正規の科目(単位認定の対象となる科目)としては認めない。補習への出席が事実上義務となっている場合、補習時間も含めた実質的な科目間のバランスを評価する。</p>
<p>5-2 履修</p> <p>5-2-1 学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようになるための取り組みがなされていること。</p> <p>5-2-2 履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準とするものであること、及び修了年度の年次は44単位を標準とするものであること。</p>	<p>「履修科目の選択を適切に行うことができるようになるための取り組み」とは、科目選択や授業開始に先立って、自分の希望する法曹になるためにはどのような資質や能力を養うことが必要か、そのためにはどのような科目をどのような手順で履修することが必要か、といった履修科目選択の考え方と、法科大学院で各科目を効果的に履修するための一般的事項とについて、指導がなされていることをいう。</p>
<b>【6.授業】</b>	
<p>6-1 授業</p> <p>6-1-1 開設科目のシラバスや教材の作成等、授業の計画・準備が適切になされていること。</p> <p>6-1-2 開設科目が効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業が実施されていること。</p> <p>(注)「効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業を実施されている」とは、開設科目の効果的な履修に向け、予習指示、授業の仕方、授業後のフォロー等に創意工夫や努力がなされていることをいう。また、法科大学院での教育内容に法的議論能力の養成等が含まれることから、授業の中での双方向・多方向の議論等の工夫が重要となる。</p>	<p>「効果的に履修できるような適切な態様・方法」の内容としては、法科大学院での教育内容に法的議論能力の養成等が含まれることから、授業の中での双方向・多方向の議論等の工夫が重要となる。なお、具体的にどのようなことが適切であるかは、科目等により異なる。科目毎に、配当学年や科目の性質をふまえて、何をどこまで教育するのか等の点から授業態様・方法をよく吟味することが必要である。</p>
<p>6-2 理論と実務の架橋</p> <p>6-2-1 理論教育と実務教育との架橋を意識した授業が実施されていること。</p> <p>6-2-2 臨床科目が適切に開設され実施されていること。</p>	<p>「理論教育」とは法制度を概念的、理論的、体系的に理解する方向に力点を置いた教育であり、「実務教育」とは、法制度の適用の仕方や運用のされ方等実務における機能の理解や訓練に力点を置いた教育をいう。</p> <p>「架橋を目指した授業」とは、法曹を養成する教育であるという観点から、学生が各科目の理論面をきちんと押さえつつ実務面も理解し修得できるような授業展開(準備や授業後のフォローも含む)の工夫がなされていることをいう。</p>

<b>【 7 . 法曹養成教育】</b>	
<p>7 - 1 法曹に必要な資質・能力の養成</p> <p>7 - 1 - 1 法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育内容が、開設科目等の中で適切に計画され、適切に実施されていること。</p> <p>(注)「法曹に必要なマインドとスキル」とは、社会から期待される機能を効果的かつ適切に果たすために法曹が備えておくべきマインドやスキルとして、各法科大学院が認識するものをいう。</p>	<p>「法曹に必要とされるマインドとスキル」とは、法曹として社会から期待される機能を効果的かつ適切に果たすために、法曹が備えておくべきマインドやスキルとして、各法科大学院が認識するものをいう。それが具体的に何であり、教育にどう展開できるかは、各法科大学院が探求し開発するべきテーマであり、各法科大学院の自主性に委ねられる。</p>
<b>【 9 . 成績評価】</b>	
<p>9 - 1 成績評価</p> <p>9 - 1 - 2 成績評価が、成績評価基準に従い厳格に実施されていること。</p>	<p>「厳格に実施されている」とは、「成績評価基準」に従っていることをいう。</p>

(独) 大学評価・学位授与機構 (法科大学院 評価の基準)

基 準	解 釈 指 針
<b>【第2章 教育内容】</b>	
<p>2 - 1 教育内容</p> <p>2 - 1 - 1 教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。</p> <p>2 - 1 - 2 次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。</p> <p>(1) 法律基本科目 (憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)</p> <p>(2) 法律実務基礎科目 (法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)</p> <p>(3) 基礎法学・隣接科目 (基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)</p> <p>(4) 展開・先端科目 (応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)</p>	<p>2 - 1 - 1 - 1 法科大学院の教育課程は司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、学部での法学教育との関係を明確にした上で、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されていること。</p> <p>2 - 1 - 2 - 1 法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本的な教育内容であること。</p> <p>2 - 1 - 2 - 2 法律実務基礎科目は、実務の経験を有する教員が関与するなどして、法律基本科目などの連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい教育内容であること。</p> <p>2 - 1 - 2 - 3 基礎法学・隣接科目は、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拡げることに寄与する科目であって、専門職大学院にふさわしい専門的な教育内容であること。</p> <p>2 - 1 - 2 - 4 展開・先端科目は、社会の多様な新しい法的ニーズに応え、応用的先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、幅広くかつ高度の専門的教育を行うことによって、実務との融合をも図る教育内容であること。</p> <p>2 - 1 - 2 - 5 内容的に法律基本科目に当たる授業科目が、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目、その他の授業科目として開設されていないこと。</p>

<b>【第3章 教育方法】</b>	
<p>3 - 2 授業の方法</p> <p>3 - 2 - 1 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。</p>	<p>3 - 2 - 1 - 3 「授業科目の性質に応じた適切な方法」とは、各授業科目の目的を効果的に達成するため、少人数による双方向的又は多方向的な討論（教員と学生の間、又は学生相互の間において、質疑応答や討論が行われていることをいう）、現地調査、事例研究その他の方法であって、適切な教材等を用いて行われるものをいうものとする。</p> <p>法律基本科目については、とりわけ双方向的又は多方向的な討論を通じた授業が、確実に実施されていること。</p>
<b>【第4章 成績評価及び修了認定】</b>	
<p>4 - 1 成績評価</p> <p>4 - 1 - 1 学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。</p> <p>（1）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。</p> <p>（2）当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。</p> <p>（3）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。</p> <p>（4）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。</p>	<p>4 - 1 - 1 - 1 基準4 - 1 - 1（1）における成績評価の基準として、授業科目の性質上不適合な場合を除き、成績のランク分け、各ランクの分布の在り方についての方針の設定、成績評価における考慮要素があらかじめ明確に示されていること。</p> <p>4 - 1 - 1 - 2 基準4 - 1 - 1（2）における措置としては、例えば次に掲げるものが考えられる。</p> <p>（1）成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会が設けられていること。</p> <p>（2）筆記試験採点の際の匿名性が適切に確保されていること。</p> <p>（3）科目間や担当者間の採点分布に関するデータが関係教員の間で共有されていること。</p> <p>4 - 1 - 1 - 3 基準4 - 1 - 1（3）にいう「必要な関連情報」とは、筆記試験を行った場合については、当該試験における成績評価の基準及び成績分布に関するデータを指す。</p>

## (財) 大学基準協会 (法科大学院基準)

### 【 2 教育の内容・方法等】

#### (本文)

法科大学院の教育課程は、法科大学院制度の目的に即し、かつ、それぞれの法科大学院の理念・目的ならびに教育目標を達成するために、適切に編成されなければならない。教育課程の編成にあたっては、関連法令等を遵守し、法科大学院制度の目的ならびに各法科大学院固有の教育目標にふさわしい授業科目を体系的に配置する必要がある。また、法曹としての職業倫理および基礎的技能等の涵養のために、理論的かつ実践的な教育を適切に実施することが必要である。

法科大学院が十分な教育上の成果をあげるためには、履修形態に応じた適切な教育方法を整備すること、とりわけ、理論と実務の架橋を図る教育方法を導入し、効果的に実施する体制を整えることが必要である。

単位認定および課程修了認定にあたっては、法科大学院制度の目的を踏まえ、その基準を適切に設定するとともに、これを厳格に運用する必要がある。

#### (評価の視点)

##### (教育課程の編成)

2 - 1 法令が定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたり、法科大学院制度の目的に即して構成され、授業科目がバランスよく開設されているか。また、授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものとなっているか。

2 - 2 法科大学院固有の教育目標を達成するためにふさわしい授業科目が開設されているか

2 - 3 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないよう規定するなど、適切に配慮されているか。(法理論教育と法実務教育の架橋)

2 - 5 法理論教育と法実務教育の架橋を図るために、カリキュラム編成、授業の内容、履修方法等について工夫がなされているか。

##### (法律実務基礎科目)

2 - 6 法律実務基礎科目として、法曹倫理に関する科目ならびに民事訴訟実務および刑事訴訟実務に関する科目が必修科目として開設されているか。

##### (実習科目)

2 - 8 法律実務基礎科目として、法曹に求められる実務的な技能を修得させ、法曹としての責任感を涵養するための実習を主たる内容とする科目(模擬裁判、ローヤリング、リーガル・クリニック、エクスターンシップ等)が開設されているか。

2 - 9 リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、それが、臨床実務教育にふさわしい内容を有し、かつ、明確な責任体制のもとで指導が行われているか。

##### (授業の方法)

2 - 2 1 授業科目に相応して、双方向または多方向の討論もしくは質疑応答等、法曹養成のための実践的な教育方法が取り入れられ、それが適切に実施されているか。

##### (成績評価および修了認定)

2 - 2 5 学修の成果に対する評価、単位認定および課程修了の認定の基準および方法が、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか。

2 - 2 6 学修の成果に対する評価、単位認定および課程修了の認定は、明示された基準および方法に基づいて客観的かつ厳格に行われているか。